

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき化学物質を定める省令（案）」に対する意見募集の結果について

令和8年9月18日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき化学物質を定める省令（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）を行いましたところ、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する考え方を、別添のとおり取りまとめましたので公表いたします。また、意見募集終了後に所要の技術的修正を別紙のとおり行いましたので、併せてお知らせいたします。

今回御意見をお寄せ頂きました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- （１）募集期間：令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）
- （２）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、厚生労働省、経済産業省及び環境省ホームページ、窓口配布
- （３）意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、郵便又はe-mail

2. 提出意見の総数

3件

3. 問い合わせ先

○厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

TEL：03-5253-1111

○経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

TEL：03-3501-0605

○環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

TEL：03-5521-8253